

電力・ガス取引監視等委員会

第25回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年11月14日（月） 10：00～12：27
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員、村上委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第25回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、北本委員は10時30分頃から御参加予定です。また、河野オブザーバーは御欠席です。本日は、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも差し支えないと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知しました。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきますけれども、議事次第を見ていただくと、議題が1から12までであるという状況でございますので、効率的に御協力を得て進めたいというふうに思います。

それでは、まず最初にガス関係ですね、小売の経過措置料金と導管の事業者の託送収支、これについて事務局から御説明を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 取引監視課長の池田です。資料3を御覧ください。

3ページです。17年4月のガス小売全面自由化後においても、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる

場合には、大臣指定の供給区域等においては、経過措置として小売料金規制を存置しています。現在、この措置の対象となっているのは東邦ガス、熱海ガス、日本ガス、南海ガスの4社のみとなっています。この小売経過措置料金につきましては、大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。今年度におきましても、大臣及び経済産業局長から、4社のうち原価算定期間中の熱海ガスを除く3社の小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、本日、事務局で行った評価を御確認いただくものです。

4ページです。事後評価に際しては、通達で示された基準に沿って確認を行うこととされています。ステップ1では、各社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年利益が、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認します。ステップ2では、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字であるかどうかを確認します。まずステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、さらに料金変更認可申請命令の発動の可否を検討していくこととなっています。

参考1は、今申し上げたことを図にしたものでございまして、御説明の中心となるのは6ページです。

今回の事後評価についてでございますけれども、ステップ1というところを御覧いただければと思います。規制部門のガス事業利益率による基準でございまして、一番上が各社の3か年度平均、その下が4社の10か年度平均でございまして、さらに一番右を見ていただくと-1.2%、これを基準に1つ上の各社の3か年度平均を比較するというところでございまして、全ての社につきましては上回っていないということで、ここで評価は終わり。すなわち、3社につきましては全てノーということですので、変更認可申請命令の発動の可否の検討対象とはならないというものでございます。

7ページ、8ページは各社の概況で、説明は省略いたします。

最後の9ページ目でございます。総評ということでございますが、評価の結果につきましては今6スライド目で申し上げたとおりでございまして、結論でございます。以上を踏まえまして、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったということが事務局案でございまして、これを御了解いただければ、この結果を本会合の結論として親委員会のほうに御報告させていた

だきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。

ガス関係で議題2の導管の託送収支の事後評価、これも御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料4につきまして御説明いたします。ネットワーク事業監視課のほうから御説明いたします。

資料ですけれども、まず4ページを御覧いただければと思います。こちらでも電力・ガス取引監視等委員会の本委員会の決定によりまして、2021年度託送収支の事後評価を本専門会合において行うということになっております。

5ページをお願いいたします。事後評価の対象事業者につきましては、全国のガス導管事業者220社のうち147社になります。

続きまして、7ページです。本年度の評価の進め方ですが、昨年度までと同様、処分審査基準を踏まえて、御覧のストック管理、フロー管理の進め方で実施いたします。

10ページをお願いいたします。まず、ガス導管事業者の超過利潤の状況ですけれども、一定水準額を超過いたしましたのは7社でございます。このうち3社については本年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外されます。

続きまして11ページですけれども、残る4社につきましては、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、変更命令の対象となりますが、これらの事業者につきまして、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認しております。

続きまして、12ページです。各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率、フローの関係で検証したところ、以下のとおりです。フロー基準を超過したのは5社でございます。乖離率が変更命令の発動基準である－5％を超過しております。このうち2社につきましては既に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外されます。

13ページです。残る3社につきまして、このまま翌事業年度の開始の日までに料金値下げ届出が行われない場合は、変更命令の対象となります。他方で、料金水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてもよいこととされております。

次のページですが、14ページで、この3社については、ヒアリングを行ったところ、合理的な説明を実施するという回答でした。本日、その説明の合理性について御確認いただ

ければと思います。

15ページです。まず広島ガスについてですが、乖離率は－6.31%でした。このうち、需要が3.7%想定よりも実績のほうが多かったということになっております。

17ページでございますけれども、広島ガスからの説明によりますと、まず大口需要家A社というものが想定需要量を大きく上回っているということではあるんですけれども、ほかの大口需要家B社というものが21年度下期に需要を減少させているということで、これらを踏まえて2022年度単年度での乖離率を想定すると＋2.12%となり、水準の中に入っているという説明でありました。

続きまして18ページ、福山ガスですけれども、福山ガスの乖離率－41.52%でして、このうち需要が想定よりも76.4%大きくなっているということでございます。

これにつきまして、20ページですけれども、福山ガスからヒアリングしたところ、この乖離率の原因は、2023年度までの特定の大口需要家A社の著しい需要増が発生したからということが原因であり、この増量分を除いた上で乖離率を算定すると＋2.57%で、水準の中に入っているという説明でありました。

続きまして21ページ、山口合同ガスですけれども、乖離率は－5.13%でして、こちらも需要が、想定よりも実績のほうが12.1%高くなっております。

22ページですけれども、山口合同ガスからのヒアリング結果では、この乖離率超過の要因は、大口需要家A社の一時的な需要によって需要量が大幅に増加したものであるけれども、2020年1月までに需要増の原因はなくなっているということであり、この一過性の需要量を計上しない場合の乖離率は－3.37%であるということでありました。

ということで、23ページで、まず下の囲みの2つ目のポツですが、3社の説明につきましては、水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とすることが適当と考えております。

また、戻りまして1ポツですけれども、4社のストック基準を超過した事業者につきましては、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うということが適当だと考えておりまして、法令に基づく事後評価といたしましては、以下の内容で取りまとめて電力・ガス取引監視等委員会の本委員会に報告することとしたいと考えますが、この方針について御確認をお願いいたします。

今後のスケジュールですが、25ページで、本日今まで申し上げたものが、今年度の法令

に基づいた事後評価になります。年度内をめどに届出内容の確認を行いまして、今年度の事後評価の取りまとめを行いたいと考えております。

26ページ以降につきましては、昨年度の事後評価において基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認となります。

27ページに、8社について確認を行った旨、その結果を報告させていただくと書かせていただいております。

28ページがその8社になります。

29ページですけれども、この料金改定の届出の妥当性確認の方針でございますが、需要、費用を確認しまして、この料金改定が妥当と言い切れない事業者については値下げを要請するという対応にしてはどうかと考えております。

30ページですけれども、新料金の改定率と乖離率の一覧を掲げております。これらにつきまして需要、費用を確認していきます。

31ページですけれども、需要量を確認しますと、1社を除いて実績需要とほぼ同じような想定需要になっておりました。1社についてはそうではないので、要確認となっております。

32ページですけれども、この1社、関西電力の堺地区につきましては、2021年度の実績が9,261万4,000立米ということですが、新料金の想定が7,000万立米となっております。ただ、これはヒアリングしましたら、関西電力によれば、関西電力が更に託送供給依頼者にヒアリングした結果、そうした託送供給を依頼するという計画になっているのでこのようにしたということですので、これについては合理性があると考えます。

続きまして33ページですけれども、次に費用を確認いたしました。8社のうち1社・2地区以外の会社につきましては、実績値と想定費用がほぼ同じ水準になります。一方で、関西電力につきまして実績見込みよりも想定費用のほうが多くなっております、ここについて確認が必要と考えます。

34ページですけれども、この2社につきまして新料金において計上している費用を確認したところ、この費用の中に、導管延伸の際の埋設物調査の費用をかなり計上しているということが確認されました。一方、この埋設物調査の費用につきまして確認あるいは質問したところ、現時点で具体的にいつからどこで行うということは決まっていない状況であるということを聞いております。こういう説明ではあるんですけれども、こうした不確実性が伴う費用について、これを合理的な費用と認めてよいかどうかという点についてお伺

いたします。

36ページですけれども、これまでの確認結果を踏まえますと、関西電力の堺地区、姫路地区について、費用について論点があると考えます。この論点につきまして、説明が妥当と考えられる場合は、ほかの7社も含めて、いずれも妥当な想定となります。想定が妥当でないと考えられる場合には、値下げを要請するということとなります。

説明は以上になります。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、ガスの効率と託送収支、それについての事後評価ですが、御意見伺いたいと思います。例によってこの会議は、Teamsの挙手機能で御発言御希望の旨をお知らせいただければと思います。いかがでございましょう、どなたかいらっしゃいますか。

小売のほうは、対象事業者さんが基準に引っ掛からないということで、これについては特に要請なしということと、託送については、これ調べていただいたんですけど、後半で出てきた関西電力の件についてどう考えるかということがポイントかなというふうに思います。いかがでございましょう。特によろしゅうございますかね。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員      コメントというか意見は、いずれも後者のほう、資料4のほうに関してです。

まず、スライド32なんですが、ここは、そもそも事務局で問題があると整理されていないところを文句言っただけな気がするんですけど、実績に比べて著しく低い、直近の実績に比べて著しく低いものを出してきているわけですね。そうはいっても需要家の数がすごく限られるところなので、一件一件丁寧にヒアリングして需要想定を算出しているため問題ないというのはいいんですけど、これ、相当ちゃんと聞いたということですよ。一社一社がこれぐらいの見込みだというようなことを。そういうふうに事業者が言っているからそのまま信じたということではないんですよ、ということを確認させてください。

つまり、実際に蓋を開けてみたら、過去3年間の平均というのを取ったほうが、この想定需要量よりもはるかに近かったということになったときに、それは電力会社の能力が低いのか、それを査定する経産省のほうの能力が低いのかということが問われることになると思うので、その点は確認させてください。

次に、そもそも問題とされているコストのほうなんですが、私、スライド34の説明は全

く納得いきません。こんな説明で通してはいけないのではないかと思います。これは、まさに以前私が指摘して、こういうことが起こり得るのではないかと懸念したことが、全く懸念のとおり出てきているというような事案に見えます。つまり、変更しなければいけない一定の基準というのを設けたということがあったとして、そこで値下げということが出てきたときに、実際にコストとの乖離の部分というのは2割も3割もあるというような状況でも、値下げさえすればいいのか、形だけ、1%とかというのだけ値下げすれば、もうそれで大丈夫なのかということ。それはおかしいのではないかと確認したときに、事務局からの回答は、そんなことはない、そういうようなときには、コストベースのものになっているのかどうかというのはちゃんと調べる、ということを御回答いただいたと思います。

ところが今回出てきているのは、まさに2割近い乖離があるのにもかかわらず、形だけ、1%だけ下げるとするような格好で出てきているわけですね。こんなことを本当に許してもいいのか。理由がちゃんとあればそうなんですけど、そもそもここに書いてある、スライド34のところで書いてある理由、黒というか太字で書かれているところなんですけど、新規の需要が獲得できて、導管は延伸しなければいけないような新規の需要が獲得できて、そのときには延伸をしなければいけないのだけれども、そのために調査が必要です。それは確かにそうなのでしょう。だけど、これは具体的にどんな顧客が取れそうなのかということ、どの地区で取れそうなのかということの具体性は一切なく、単にその可能性があるといっているだけなんですよね。

だから、そもそも前の3年間の原価にこんな不確かないい加減なものが入っていたということ自体が相当おかしいと思うんですけれども、百歩譲って、でも可能性というのはある程度あったのだから入れるということ。百歩譲ってそれが正当だったとしても、実績ではそれは支出されなかったわけですね。にもかかわらず、またコストに入れるんですかって。何かこんなものを認めたら、およそ具体性も何もなく、しかも実績前の期間に立てていたけれども実績がなかったというものを、漫然とまたもう一回立てるなんて、ちょっとどうかしているんじゃないかというふうに思います。

仮にこれが比較的限定されたものだけが利用するという会社で、もっと大きな会社だったとするならば、つまりガスの大手事業者だったとするならば、例えばこんなものというのが希望的観測としては100件ぐらいあって、でも、実際にそれはあくまで希望的観測で、実現するのは50件分ぐらいしかないだろうという想定で、見込みで50件分というのを仮に

前の3年間で立てていたということがあり、それで実績というのが30しかなかったということがあるとすれば、当然翌年度は実績に応じて30に下げさせるということが、今までいろいろな査定で普通にやられていたというか、料金の原価の入れ方として普通にやられていた考え方だと思います。今回の場合には、限られるという理由によって半分入れるとかということができなかったのも、1件分丸々入れたということが仮にあったとしても、それが前の3年間はやむを得なかったとしても、その同じ発想だったら、実際に実績がなかったというわけなので、これは次には原価に入れないというのが自然なのではないか。

別の言い方をすれば、これはかなり投資的な側面、会計上投資として位置付けられないけれども、投資的な側面というのがあるわけですね。前の3年間に投資しますということといい、原価に算入したんだけども投資できませんでしたということがあったとしても、でもこの次は、遅れちゃったんだけど、本当は3年目に投資するつもりだったんだけど4年目にずれ込んだじゃいましたと。でも4年後には、投資コストが掛かるんで原価に算入しますって、本当に認めていいんでしょうかということ。

それは、前の年度にやるべきだったことを繰り延べたら、2回同じ投資というので計上されて、ちゃんと誠実に計画どおり見通したら1回分しか認められないなんて、そんなむちゃなことって本当に認められるんでしょうか。これは料金原価という考え方に著しく反するというか、私たちが普通、常識と思っていたものと著しく反する発想だと思います。私は、とてもこんなものが認められる、それで1%、あるいはそれにも満たない値下げで十分だということを言ってしまうと、この件に限らず影響は甚大だと思います。こんなものは認めてはいけないのではないかというふうに思います。

以上です。

○山内座長      ありがとうございました。

1点目について。

○鍋島NW事業監視課長      1点目については、これは事業者からの聞き取り、事業者が託送供給依頼者から聞いたという話を私たちは事業者から聞いていまして、託送供給依頼者に私たちから直接ヒアリングしたものではないです。申し訳ございません。

○松村委員      すみません、私の言い方が間違っていました。需要家から直接聞いたということではなく、これはプロである事業者がこう言っているので信頼したということですね。分かりました。

それはおかしいとは思いません。おかしいとは思いますが、もし仮にこれを認めるん

だとすると、これは、もし予想がまた大外れで、本来は過去3年平均ってやったほうがはるかに自然な数字だったということが分かったとすれば、今後は信じてはいけないということなんだと思います。この事業者の言うことというのは、そういう意味でとても確度の低い予想だということを認識した上で今後は臨まなければいけないと思います。

以上です。

○山内座長      2点目について。

○鍋島NW事業監視課長      2点目につきましては、そういう御判断で、私たちとしては今持っている情報ではここに掲げたようなことをございまして、まだお客さんが決まっていないというか、どこを埋設物調査するか決まってないということを聞いております。ですので、今こういう松村委員からの御指摘が出ましたので、新しい情報が出てきましたら、またこの委員会で、専門会合で御相談いたしますけれども、そうでない限りは値下げの要請になるのではないかと思います。ということで、新しい情報が出てこない限りは、値下げ要請というステップのほうに進ませていただくのがよいのかなというふうに思っております。

○山内座長      ほかの方で御意見、この点についてでもいいですし、ほかのでもいいんですけど、何かございますか。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員      私も基本一緒なのですが、需要のずれに関しては、例えばお客さんが発電事業者であったり、かなり大口の工場であったりということであれば、このぐらいのずれが年によって出てくるのはあり得る話だと思います。ですから、どこまで細かく聞くかというのはありますが、特定の1件、2件のお客さんで大きくずれているのか、それとも満遍なく需要が変化しているのか、もう少し突っ込んで事務局のほうで把握しておく必要はあると思います。

34ページは、これまでのところで想定していた費用は回収し終わっていて、新たに原価に入れる必要はないと説明されていると思ったので、特段何か追加的な埋設工事の調査などが必要でもなければ、原価から除くのが適切と思いました。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

ということであれば、松村委員御指摘の1点目については、もう少し今の圓尾委員の意

見も含めてちょっと突っ込んでいただくということと、34ページのところについては、皆さん御指摘、皆さんってお二人ですけど、御指摘ありましたので、もう少し事務局と詰めて、基本的には御疑問の、あるいは御意見の方向で調整をするということにさせていただこうと思います。よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、議題3に移ります。

「一般送配電事業者10社の収入に関する書類に係る『国民の声』の募集結果について」でございます。これは事務局のほうから参考資料2、これを御説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      事務局から説明いたします。これは資源エネルギー庁が実施したものでございますが、収入の見通しに関する書類に関しまして、10月5日から11月4日まで意見募集を実施したと。「国民の声」の募集を行ったということであります。25社から延べ28件の意見提出があったということで、別紙のとおり、こうした意見を情報提供いただいております。意見につきまして、無電柱化の意見、収入の見通しの費用項目について、レベニューキャップ制度について、その他など意見を頂いておりますので、御報告いたします。検討の際の御参考にしていただければと思っております。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

ということで、御確認いただいて、いろいろなほかの御議論に生かしていただくということだと思います。

次の議題に移りますけど、今後この議題の議論に際して、本件について御意見、御質問いただいても構いません。よろしくをお願いいたします。

それでは、次は議題の4番目ですね、これは「消費者委員会・公共料金専門調査会における検証事項について」でございます。これについては、消費者庁の参事官の檜橋様から御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○檜橋オブザーバー      ありがとうございます。消費者庁の檜橋と申します。本専門会合につきましてはオブザーバー参加をさせていただいており、委員各位の御審議あるいは事務局の御対応にも改めて敬意を表したいと思っております。

本日は、電力託送料金についての消費者委員会・公共料金等専門調査会における議論についてお伝えさせていただきたいと思っております。電力・ガス取引監視等委員会におかれましては、送配電に係る収入見通しを含め事業計画について各電力会社から提出を受け

て、その内容を審議されているところでございます。このような中、10月5日に内閣総理大臣から消費者委員会委員長に対して、消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち託送料金の妥当性について諮問されました。なお、特命担当は河野消費者担当大臣でございます。

10月7日には、内閣府に設置されている消費者委員会の公共料金等専門調査会において議論がスタートし、電力・ガス取引監視等委員会の鍋島課長から審査の進捗等について御説明を頂きました。その後、各委員における調査等踏まえて、先週11月10日に2回目の議論がございました。お手元に資料5-1、5-2として、11月10日の公共料金等専門調査会の資料を配布していただいておりますが、本日は時間の都合もございますので、議論の概要を御報告したいと思います。

資料5-1でございます。1ページ目は経緯等がございます。

2ページ目にありますように、消費者の視点からは、電気料金として請求される金額は適正なのか。特に電気料金に含まれる託送料金については、電力の送配電のインフラを地域独占で提供されるものであることから、それゆえに料金水準の適正性については経済産業大臣の認可を必要としているということだと認識しておりますが、電気料金の3～4割を占める託送料金が適正なのか、全体としてコストが増えているのか減っているのか、それはなぜなのか、あるいは事業者や行政はコストを抑えるためにどのような努力をしているのか、ということを消費者に分かりやすく説明することが肝心なところであるという御指摘でございます。

(1)として、統計的手法やトップランナー的補正による査定につきましては、そもそも地域独占で競争が働いていない一般送配電事業者間の比較にどれだけの妥当性があるかという素朴な疑問について、また各社から提出されている事業計画について、全体としてどのように効率化が図られているかについても明快な説明が必要という御指摘でございます。

(2)でございます。効率化の確認態勢についてでございますが、ここで資料5-2に飛んでいただいて、既存ネットワーク費用の変化と題したグラフを御覧いただきたいと思います。電力・ガス取引監視等委員会の御協力を得まして、各電力会社の託送原価に関するデータの提供を受け、分析を行ったものでございます。あくまでも提供を受けたデータの範囲での分析でございますので、御承知おきいただきたいと思います。

1枚目のグラフは、御提供いただいたデータから既存ネットワークに係る費用を抽出し

て、今回の算定対象である2023～2027年度のコストを見ますと、2017～2021年度と比較して、10社中9社で増加していることが分かります。この増加している点について説明が必要であるという指摘でございます。

次に、2枚目のグラフについてですが、東京電力について見ております。CAPEXの配電系統の物品費、工費の単価について、参照期間である2017～2021年度までの推移を折れ線グラフで示したものでございます。

3枚目を御覧いただきたいと思います。3枚目のグラフは、これを散布図に変更し、近似曲線、線型近似を示したものでございます。これらのグラフから、多くの物品費、工費が上がっているということが分かるかと思えます。

さらに4枚目のグラフでございます。そのインパクトを見たものでございます。2017～2021年度への変化率を縦軸にとって、それぞれの見込み費用を横軸にとって散布図にしてみたら、規模の大きな工事種別、需要電源対応の工費と資材費のコストが上昇しており、全体費用に対するインパクトが大きいことが分かります。

続いて5枚目の表でございますが、こちらのほうは、2017年度の単価が維持されたと仮定した場合の各社の事業計画に盛り込まれた費用額との差を年当たりのインパクトとして示しており、費用削減の余地の可能性があるのではないかというものでございます。

全体として、コスト削減の努力が図られているかどうかを確認することが重要であるということでございまして、また、特に全体へのインパクトが大きな工事種別の単価の経年推移に着目して精査することが必要であるという指摘でございます。

資料5－1に戻っていただきまして、2ページの下から3ページにかけての（2）効率化の確認態勢が、今申し上げた指摘でございます。

（3）工事発注に係る競争性の実効性の確保についてでございます。競争入札の導入割合を見ることのほか、1社入札となっていないか、毎年同じ企業による受注となっていないか、入札のシェアが固定化していないかなど、入札の実態を細かく精査することも必要であるという指摘でございます。

11月10日の専門調査会の時点では、分析結果の公表の可否については電力・ガス取引監視等委員会において確認をしていただいているというところではございましたので、示すことはできませんでしたが、工事種別ごとに落札金額上位3社の状況を年度ごとに見てみますと、2015～2017年度と比較して、19～21年度では受注企業の顔ぶれや順位が固定しているという傾向も見受けられました。このことによって直ちにコストが高くなっているとは

言わないものの、コスト削減のためにどのような取組を行っているかを確認することが必要であるという指摘でございます。

続いて、(4)の次世代投資についてでございます。次世代投資については、今後の電力市場に対する影響も非常に大きく、国が目標とする2050年カーボンニュートラルでありますとか再生可能エネルギー最優先という観点からも、社会に対して十分な公開と意見聴取が行われているかという指摘でございます。

①として、発送電分離の考え方を踏まえれば、送配電に関わる計画に限定して計上すべきであるとの指摘でございます。

②として、その投資による費用対効果の面を含め、次世代投資案件として認める理由について明確な説明が必要であるというものでございます。

③として、次世代スマートメーターに特出しして指摘がございました。スマートメーターは10年ごとの更新が必要な機器であるということから、果たして新しく次世代へ投資する活動なのか、事業のルーティンなのかという指摘でございます。また、次世代スマートメーターの導入によって削減される多くの費用との総合で判断するというのも必要ではないかとの指摘でございます。さらには、スマートメーターがまだ設置されていない需要家に対しましては、二重投資を避けるために、次世代スマートメーターの導入を先行的に実施することも考えられるのではないかという指摘でございます。

なお、次世代投資でございますので、計画段階での成果を求めることが困難な部分もあるかと思えます。そのため、将来の調達コストや投資効果の検証が必要であり、かつその検証は、外部で公開の下、実施する必要があるという指摘がございました。

④として、各社間には取組が進んでいるところと遅れているところがあり、進んでいるところにボーナス、あるいは遅れているところにディスインセンティブなど、取組を進めていくための制度の導入についても検討が必要ではないかという指摘でございます。

これらを踏まえて5ページの中段のところ、コスト削減の実効性の向上についてです。上記に示した問題点の速やかな解消に向け、電力・ガス取引監視等委員会は独立性を持って必要な対応を早急に行い、消費者の理解・納得を得られるよう、分かりやすい形で説明する必要があるという指摘でございます。

また、消費者からの信頼を得るために、電力会社及びその利害関係者、監督官庁から独立したメンバーによる第三者機関が各社のコスト削減の状況を定期的にモニタリングするなど、コスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきであるという指摘がござい

した。

以上が託送料金の査定手法に関する主要な指摘でございます。

続きまして、その他の制度面等についても指摘がございました。これまでも消費者委員会から意見を出しておりますが、(5)の原発の廃炉円滑化負担金相当金、これらについては政策的観点から、託送料金で徴収している費用は送配電費用とは区別して明示する、(6)の固定費の配分が低圧部門に過大になっているという懸念については、引き続き検討、対応していただきたいということでございます。

(7)発電側課金についてでございます。2022年中に結論を得るということにされておりますが、制度設計によっては、再生可能エネルギー発電事業者の負担増によるコスト増、投資抑制を招きかねないということもございます。消費者の負担も鑑みまして、送配電設備の効率的な増強と発電事業者の負担、今後伸ばしていくべき電源間の公平性等の観点を十分に考慮していただき、特に再生可能エネルギーの拡大を阻害することがないように制度設計を検討していただきたいというものでございます。

(8)として、政府が掲げる成長と分配の好循環の実現を目指す観点から、労働者の賃上げについても言及がございました。

続いて、消費者への丁寧な説明でございます。最後の項目になります。(9)については、これは何をなすにもそうですが、消費者の理解・納得が重要でございます。特に電気料金が高騰し、国民生活への負担感が増大している中にありまして、これまで指摘した点も含めて消費者が納得できるよう、繰り返し様々な機会を捉えて分かりやすく説明することがこれまでも増して必要であるという指摘でございます。

(10)でございますが、今回の事業計画作成に当たっても、各社においてステークホルダー協議が行われているところでございます。これにつきまして、例えば広く地域でコンサルテーションをしていくなど社会の中で説明していくことや、消費者や消費者団体はもとより、環境団体や若者など幅広いステークホルダーを巻き込んだ丁寧な協議が必要であるという指摘でございます。

以上、11月10日の消費者委員会・公共料金等専門調査会による議論を紹介させていただきました。まだ議論の途中ではございますが、電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合におかれまして、これらの議論、指摘を踏まえまして御対応いただきますようお願いをいたしまして、私からの説明を終わりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○山内座長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいま消費者庁から御説明いただきましたが、これについて皆様から御質問、御意見等、御発言をお願いしたいと思います。例によって、挙手機能で意思表示ということでお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員      ありがとうございました。非常に貴重な御指摘を頂いて、なるほどそういう視点があるなということをつくづく感じた次第です。ただ、こう申してはなんなんですけども、これは諮問を踏まえて、それに対するお答え、リスponsだから、時期的にはしょうがないといえましょうがないんですけれども、もう少し早い時期に、この全部でなくともいいから御指摘を頂いていれば、我々の審議にもより一層利用することができて、更に有益であったのではないかなという気がいたします。

それと、御指摘はセオリーとしては誠にごもっともだし、例えば工事発注の受注者の顔ぶれが固定化しているんじゃないかという御指摘、これも私、重要な御指摘だとは思いますが、一方で、それとは逆のベクトルを向いてしまう要素というのも必ずあるわけです。これは一般論ですけども、どんな企業でも自社にとって死活的な意味を持つような技術を持っているサプライヤー、あるいは下請と言ってもいいですけど、そういう企業に対する発注というのは、そうおいそれとは減らせるものではありません。そうしてしまうと、向こうも倒れてしまっ、結局共倒れになってしまうからです。そういう要素もありますので、そこはそこでいろいろな要素があるということは見ていかなきゃいけないと思うんです。

それから効率化は、例えば競争入札というのは誰でも思いつくんですが、競争入札による効果って、すぐに蒸発してしまいます。競争入札で価格をたたいてしまうと、受注した業者としては結局賃金を削るとかということになってしまっ、労働分配率高めにやいかぬというのとかえって背反するようなことになります。どこの企業もそうだと思うんですが、送配電、一送各社も、これは私の想像も混じっているかもしれませんが、サプライヤーというか工事会社に対して、例えば設計段階からもっと深くコミットするようにして、手戻りが生じないとか、最後になってみて、こんなはずじゃなかったといったようなことが起きないように、あるいは自社でやっているカイゼンの努力をサプライヤーにも伝えるといったような努力をやっていって、できるだけ丸投げしないように努力しているはずで

そうなりますと、今度はお互いに育て育ち合うという関係になりますので、受注する企業の顔ぶれが固定化していくという、そういうベクトルが働いてしまうことも事実だと思いますので、今伺っていて誠にごもっともだとは思いますが、逆向きのベクトルがあるということも認識しておく必要があるのではないかということを感じました。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

そのほか、いらっしゃいますか。

華表委員、どうぞ。

○華表委員      華表です。ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございました。

頂いた御意見、もっともな部分も多いと思いますし、中でも冒頭おっしゃっていただきました、これを通して国民の皆様に分かりやすいように内容について御説明しなきゃいけないというところについては、本当にそのとおりかなというふうに思っています。

一方、これまで我々も議論している中で考えていること等も踏まえると、幾らか一面的な御意見の面もなくはないのかなというふうにも感じておりまして、まず、例えば統計的手法ですとかトップランナー的補正による査定について、競争が働いていない一送の比較にどれだけの妥当性があるかというような話がありますけれども、もちろんそのことに一理はあるというふうには思いますが、ある意味でこの二次的な競争を働かせるための横比較という手法がこの手法だというふうに私は捉えていますし、逆にそれ以上に競争を働かせる、あるいはコストを削減するためのインセンティブにしていくということというのは、なかなか難しい面もあるのかなというふうに思っていますし、海外においても基本的に同様な手法が取られているというふうに私は理解していますので、現実的にはこういうような手法が十分な手法になっているのではないかなというふうには考えています。

加えて効率化の確認態勢につきましても言及ありますが、内部に入って機密情報も含めて精査しながら、1社当たり何か月も掛けてやるというようなことであれば、ということも可能かと思えますけれども、実際には、情報が公開されている中で10社を数か月で精査するというようなやり方でやっているものでもありますし、基本的には本当に中身を見るのは大きな投資に絞って、細かいコスト項目については金額の水準の妥当性を見ながら、ハウの部分は一定程度事業者任せにいくという考え方で取り組んでいるというふうに理解しています。もし細かいコスト項目にまでそうした形で中身を見ようとすると、それはそれで監視等委内にも何百人規模の体制が必要になると思えますし、各電力会社に

も相当な人数が必要になってくると思います。そこまでやるのが本当に社会的に効率的なのかというようなところ、むしろ管理工数が膨らんで社会的な無駄につながってしまうのではないかということの可能性についても考えながら制度設計をしていく必要がある中で、現時点でいえば、このあたりのところの効率性で考えているという立てつけだというふうに私としては理解しています。

あと費用増加については、こちらもしっかり説明していかなきゃいけないというところは全くそのとおりだというふうに思っています。ただ、それだけをもってして、だからよくないということかという、私の理解では、ここは次世代投資のところ膨らんでいるところだというふうに思いますし、次世代投資のところをより精査していかなきゃいけないというような御意見も入っていますので、そこはそのとおりかなというふうに思うんですけども、一方で海外を見ても、脱炭素社会で進めていこうという話の中では、当然そのために必要な投資も出てきて、もちろん従来型の設備更新部分については効率化を図っていきつつも、海外でいうと、全体として託送料金は上昇しているというようなこともありますので、そういう中で次世代投資を達成したい我々としての価値を高めるという部分とのバーターでいったときに、それが価値として十分見合うものなのかというようなところの議論と一緒にやっていく必要があるかなというふうに考えています。

私からは以上です。

○山内座長     ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員     松村です。もっともな意見というのが多くあるというのはそのとおりで、とてもありがたいのですが、私が首をかしげるようなものも幾つかあり、そういうものを精査しないでいられると、全体としてクオリティーが低いと誤認されるおそれがあるんじゃないかと思います。言いたいことを言いつ放しというんじゃなくて、本当に深く考えたのかというようなことについても、疑われないように出す必要が本当はあるんじゃないか、などと余計なことを考えました。

特に私がとてもよく分からなかったのは、これは監視等委員会の料金審査に向けて言っていることなのか、電力制度全般に向けて言っていることなのかということが、かなり明確に書いていただけないと、私たちどう受け取ったらいいのかがよく分からないというところもあります。例えばスマートメーターのところを見てください。もっともな御意見も

入っていると思うんですが、例えば、確かに高額なものになり、どうリプレイスしていくのかというようなことをこの委員会で議論することを求められているのでしょうか。

つまり、エネ庁の別の研究会で、次世代のスマートメーターにどういう機能に乗っけることによってどういうコストが削減され、安定供給のためにどんな利益があるかということを確認し、それで費用便益ということを十分考えた上で、この機能は乗せる価値がある、この機能は乗せる価値がないというようなことを整理された上で導入方針というのが出されて、それに従って各電力会社がやっていくということ。もちろん、そのときにそのコストというのがむやみに高くないように、効率化の努力がちゃんとされているかどうかというのを見るのがこの委員会の役割だと思いますが、それって本当にどういう位置付けのもので、どう位置付け、どうスケジュールしていき、どんな仕様にするのかというようなことというのは、そちらの委員会で、研究会で既に決まり、その方向で走り出しているものを、この査定でもう一回見直してひっくり返してくれということを求めているのか、これは経産省の別の部局に向けて言っているのかというのが、私には少しよく分かりませんでした。

また、コストについても、人件費だとかは上げなければいけない。もちろん電力会社の人件費を上げなきゃいけないというだけじゃなくて、納入事業者の人件費も上げなきゃいけないというようなこと。その点について十分考えてくれって、これももちろんすごく合理的なことだと思いますが、一方で、過去のコストに比べて上がっているというのはおかしいじゃないかと言われちゃうと、私たちは当惑してしまう。コストが上がるという要因も一方であるのにもかかわらず、もちろん効率化はちゃんとすべきだということはそうなんですが、過去を参照にして、それで上げなきゃいけないという要素を明確に指摘しておきながら、そこの連鎖だけで何か議論されるということをして、ちょっと当惑してしまうというようなことがあります。

多くの点で学ぶべき点はすごくあると思うので、今回の査定だけでなく今後の査定についても十分考えていかなければいけない多くの示唆を頂いたと思いますが、一方で、大半のものがクオリティーの高い議論だと思いますが、本当に全部そうなのかというようなことは、もう一度慎重に検討する、事務方も委員も含めて考える余地というのは少しあるんじゃないかというふうに感じました。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

次は、村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員     ありがとうございます。今の松村委員の御意見を伺っていて、ちょっと私のコメントがずれているかもしれないと思いつつ、消費者委員会からの御指摘を受けて、気になったというか賛同したところをコメントしたいと思います。

その他制度面等についてというところなので、まさに査定の守備範囲とは異なるのかもしれませんが、制御不能費用に書かれている廃炉円滑化負担金や賠償金、電源開発税などは託送に関わる金額とは異なるものであるということを踏まえ、消費者にその金額を明示すべきという御指摘についてです。この点は私も消費者の立場の委員としてここに関わっていて、ぜひ実現していただきたいと思います。ちょっと査定とは関係ないかもしれないですけども、一言申し上げました。

○山内座長     ありがとうございます。

次は、川合委員どうぞ。

○川合委員     ありがとうございます。非常にこの資料、興味深く拝見させていただきましたし、いろいろと勉強させていただくところがあったかと思います。

ただ、私も基本的には松村先生の意見と同じで、この委員会ですることとできないこと、それ以外のことをいろいろと御注文いただいているなというふうに思いますし、中身を拝見すると、先ほど松村先生がおっしゃったとおり、人件費の話などのところにも表れているように、言っていることが矛盾しているんじゃないか、一貫してない主張をいろいろな方が言われたのを全部盛り込んでしまって、逆にこの中身の信頼性というのがいかなものかと思われる状況になっているのではないかと感じました。

例えば冒頭で、「最近の現下の資源・燃料高騰に起因する物価高騰」と書かれています。消費者にもそういう影響が及んでいるのは当たり前のことなんですけれども、実は多くの事業者、あるいは電力会社にも同じことが言えると思っています。例えば5年前との比較をされているのですが、今、送配電設備で使われている鉄鋼製品の価格は5年前に比べて2倍、送電線に必要な電気銅の価格も2倍へと上がっています。さらに今年の下半期についていうと、先般、日本国内の鉄鋼製品価格に大きな影響を及ぼすトヨタと日本製鉄の間の鉄鋼製品価格の交渉では、2割～3割の値上げということがこの下半期について行われることが公表されています。トヨタですらそのぐらいの値上げを受け入れていると。かなり交渉力のあるところでもそういう状況ですから、ましてや工事事業者等々が購入する鉄鋼製品価格となると、その価格交渉力を考えるとかなり厳しいだろうなということは容易

に想像されます。

ここで、先ほどいろいろ内訳を見せていただいていますけど、やはり資源が上がっているというのは顕著に見えています。資源の今の高騰というのを、工事事業者はどこに転嫁するのか、あるいは転嫁された送電会社がどこでそれを吸収するのか、自分たちの中で吸収しろといわれても、それはなかなかできない話ですし、昨今、ようやくここ数日、状況が改善していますけれども、円安が急速に進み、為替の問題だけでも資材の価格高騰の原因になっています。この影響は、消費者にもそうですし事業者に対しても大きく影響が及んでいます。ここで、資源や燃料高、物価高騰というのが消費者だけに生じている問題でなく、消費者も事業者も皆さんで負担するしかないというところは御理解いただかないと、対応できないのではないかと思います。

それから賃金の話が出ていました。悩ましいのは、私もこの中で書かれている工事事業者が固定化されているという問題について、いろいろと考えなくてはならないと思いますが、工事参加業者を増やしていくことはよいと思いますが、これをより多くの人に参加する、あるいは事業者の固定化を防ぐと言うためには、より多くの工事事業者が経営規模を拡大して、従業員を増やし、他の電力会社なり送電会社の地域にまで新規参入していくということがなければ実現できないというふうに思っています。そのためには、こうした分野で働いている人の待遇改善というのは不可欠で、ここにも書かれていますが、それが実現しなければいけません。しかし、現実を考えると労働者の不足あるいは高齢化などでそれが実現していないということです。そのためにも待遇改善をして、その結果として規模を拡大し、事業への参加者、工事事業者が増えなくてはなりません、それにはコストが今以上に掛かります。利益の出ない事業に参入する業者は増えません。その辺のこともよくよく考えていただきたいというふうに思っています。

最後に再エネの話、それに対して推進というふうにお書きになっている。その一方、当然再エネを拡大すれば、電源との連系線を造らなくてははいけないし、発電量の変動に対応する体制も必要になります。再エネ拡大には投資が必要ですし、そのコストはどこかで吸収する必要があります。その一方で、従来の送電網や配電網も維持しなくてはならないところ、この部分をどうやって国民で負担していくのか議論されるべきでしょう。再エネについての在り方について議論されるのは結構ですし、これを拡充すべきだが、他方で送電コストは下げろという方向だけで議論されてもなかなか難しいので、そこら辺のバランスはどうやって取るべきかという議論をぜひ消費者庁のサイドでもしていただければなど

いうふうに思います。

以上です。

○山内座長      ありがとうございました。

次に、梶川委員どうぞ。

○梶川委員      私がお話したかったことは、今、川合委員が事前にお話したこと、また松村委員も言われていたこととほぼ重複してしまうんですけども、6ページの8番の「労働分配率の維持又は向上」という、この文脈が、なぜこの査定に当たる妥当性、問題意識のところに出ておられたかというところをちょっとお聞きしたかったというところでございます。特段何か、どういう御意図があってここに出てこられているのか、ちょっと私、うまく理解ができなかったもので。ほかの委員の方が言われていることとほぼ同じなのかもしれないんですが、そもそも出てきた意図を教えてくださいなと思う次第でございます。これは査定と特段の意味合いをどう考えたらいいか、ちょっとつかめなかった。申し訳ございません。

その他のところは非常にいいし、参考にさせていただければ、勉強させていただければと思います。

○山内座長      ありがとうございます。

最後にまとめてコメント頂きたいと思います。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員      皆さんと重なるところは除きまして、1点だけ気になるところをお話します。第三者機関とか第三者の目という観点で書き込まれていますが、5ページの一番真ん中のところに、「消費者からの信頼を得るために、電力会社、利害関係者、更には監督官庁から独立したメンバーによるモニタリングが必要」という書き方がなされています。もちろんコスト削減の状況をちゃんと確認する必要がありますが、我々も査定の中でいろいろ工夫を凝らしてやっています。この委員会でやっている査定が消費者から信頼を得られていないのか、とこれ見て思ったのです。

要するに、全くの第三者になると、経営の機微な情報、細かいところはなかなか取れない、本当に妥当性を確認するのが難しいところもあり、一方、我々の立場だと、非公開でいろいろな情報を出していただいた上で妥当性について確認することもできて、それをちゃんとやっているつもりです。電力会社、利害関係者を除く第三者って分かるのですが、監督官庁も除いた第三者機関に何を求めようというのがいま一つ分からなかったので、

この辺、もし消費者庁から御説明いただければと思いました。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

北本委員、どうぞ。

○北本委員      以下の点改めてお伝えしたいと思います。今回の査定、レベニューキャップ制度の導入は、電力の安定供給と生産性向上という両方の違うベクトルのものを達成するために事業者含めて取り組んできています。また、長期的な観点で国民の利益に資するように、再エネ導入を進めることまた人口減少の中でD X化も入れて工夫してやろうとしています。消費者庁が検討する大前提として、こういった点を御理解の上進めていただければと思います。

皆様からの御質問については、私も同様の疑問に思っている点があります。その点はお願ひしたいと思います。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、消費者庁から、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○檜橋オブザーバー      各委員の皆様、御意見ありがとうございます。非常にこの専門会合において、これまで真摯に御議論されてきた結果の意見だというふうにも思いますが、素朴なところでは、消費者の目線から見たときに、それが分かりやすく納得のいく形で伝えられるかどうかというところに尽きるのかと思います。

今回、消費者委員会のほうでは、限られたデータの中で分析をし、疑問点として提示をさせていただきました。そのようなものについて、各委員から御意見があったような特殊な要因というのはあろうかと思っています。これは頂いたデータの中で単純に示したものでございますので、特殊要因がそれぞれ全体のコストに対してどれだけ効いていくのかという点も含めて御説明を頂くことが大事なことでないかと思うところでございます。

それから全体の構成として、誰にどのように求めているのかというようなお話もございましたが、まず査定に当たっては、資料で言いますと2ページから5ページの前段のところまで、(1)から(4)のところ御指摘がある部分についてのことだと思っております。そのほか制度面のところは、これまでも消費者委員会のほうから指摘をさせていただいておりましたし、今後とも議論が必要な項目であると考えております。

また、(9)であるとか消費者に対しての丁寧な説明というところは、経済産業省における様々な議論、あるいは各電力会社における需要家たる消費者への説明、このような中で指摘であると受け止めていただければと考えております。

それから、モニタリングの体制のところについて御質問があったかと思いますが、このモニタリングのところでございますけれども、事後でそういうものがどのように実現をしていくのかというのをチェックする体制が必要かと思えます。このとき、まさに御指摘ありましたように、情報が正当に得られるのかどうか、情報の非対称性というものもございしますので、監督官庁といいますと資源エネルギー庁になるかと思えます。あるいは、こちらの電力・ガス取引監視等委員会のほうでも、これらのモニタリングの結果も踏まえた形での御議論というのがあり得るのではないかと思います。このようなことも含めて、コスト削減の実効性を高めるための方策についてぜひ御議論いただければありがたいと思っていますところでございます。

全ての御意見に答えられているものではないかもしれませんが、ひとまず以上でございます。意見を踏まえて受け止めていただいて、御議論いただいていることに対しまして感謝を申し上げたいと思いますし、今後とも引き続きよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。ただ、御質問した点についてお答えいただけてないので、よろしいですか。例えば、(8)のところはなぜかというような御質問頂いているんですが、労働分配率の維持云々というのはなぜかというような御質問あったんですけど、それについてはいかがですかね。

○檜橋オブザーバー      (8)のところでございます、すみません。政府全体として成長と分配の好循環を目指しているというところは、皆様も御承知のところかと思えます。適正に労働者の賃金が支払われるということが大事でございますので、例えばコスト削減のあまり、下請にしわ寄せがいつていないかというところも必要かと思えますし、全体の成長と分配の好循環のために適切に賃上げをしていくということも重要かと思っております。ここは「適切に」というところが大事なキーワードかと思えますので、その点お答えになっておりますでしょうか。

○山内座長      皆さんよろしいですか。いかがでしょうか。

○梶川委員      梶川でございます。「適切に」というところがお話だということで、適切にというのか、要するにコストの価格転嫁を適切にしたほうがいいということをお話しにな

られているのでしょうか。

○檜橋オブザーバー 政府全体の方針としての成長と分配の好循環を目指していくということの大前提として、掛かっているコストについては適正に転嫁をしていくということが言われておりまして、今、適正に転嫁をしていくような対策も政府全体として取り組んでいるところでございます。グラフで本日お示ししておりますが、コストが上がっている、物によっては1.6倍ぐらいの感じになっているというところもございます。先ほど特殊要因について様々な御見識を聞かせていただきましたが、そのようなものも含めてコストアップというのが説明できるのかと、丁寧に説明をしていただくということが必要ではないかと考えているところでございます。そのような御指摘と受け止めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 よろしいですか。

○梶川委員 はい、ありがとうございます。

○山内座長 それでは、ありがとうございます。いろいろな御意見を頂きまして、監視等委員会のほうから何かありますか。

○鍋島NW事業監視課長 御指摘いただいた点につきまして、御議論ありがとうございました。消費者委員会や消費者庁ともまた、御指摘踏まえて更に議論をしていきたいと考えております。

○山内座長 ありがとうございます。

頂いた内容については、御参考にさせていただこうというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきますが、議題5と6と7ですね。5がCAPEX関係、6が高額案件の内部検証、7が効率化計画の検証、これに移りたいと思います。

まずは5ですね、これについて資料6、これを御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 資料6について御説明いたします。

CAPEXに係る特命契約の再検証結果についてということですが、次のページ、2ページ目ですが、前回の会合におきまして連系線・基幹系統に係る特命契約の検証結果について報告を行ったところ、中部電力PGの特命契約の割合が高かったため、説明を同社に求めたところ、特殊要因があるとの説明がありました。事務局におきまして、この特殊要因を除いた数値というものを算出いたしました。この結果、特命契約の割合は前回

お示した資料の半分以上になるという試算値になりましたが、それでも規制期間平均で5.6%ということで、10社中トップという数字になったという点について御報告いたします。

以上です。

○山内座長      ありがとうございました。

本議題につきましては、中部電力P Gから御説明があるということでございます。P G・岩見様、お願いいたします。

○岩見オブザーバー      中部電力P Gの岩見でございます。一部補足をさせていただきたいと存じます。

先ほど事務局からの御説明があったとおり、特命比率につきましては13.9%から5.6%になりました。ただ、2桁という突出した値ではなくなったのですが、一方で、他社と比較すればまだまだ高い特命比率だということを改めて私どもとしても認識をいたしましたところでございます。

今後は、前回御説明申し上げた取組、例えば新設、従来の増設部門含めて競争発注を行うことや、機能統合によりまして、発注先の拡大に向けた取組などを含めまして、特命発注率の低減に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。まとめて議論させていただきます。

議題6の高額案件の内部プロセスの追加検証ですね、これは資料7ですけど、よろしくをお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料7について御説明させていただきます。

2ページ目ですが、これも前回の御指摘を踏まえた更なる追加検証でございます。前回、高額案件の内部検証に関わる第三者のチェックに関しまして、そうした第三者が利益相反関係を持っていないかという指摘がありました。選定プロセスを確認しましたら、各社とも独立性、中立性、電力専門性などを念頭に選定しているという御回答であり、さらに各一般送配電事業者からは、今回の選定について利益相反等の問題がないと認識しているとの回答を得ておりますので、御報告いたします。

○山内座長      ありがとうございます。

それでは、続いて議題7、効率化計画の検証、資料8－1と8－2ですね、お願いいた

します。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料８－１について御説明させていただきます。

まず、２ページ目、効率化計画の検証ですが、効率化計画の位置付けといたしましては、指針の中にそれを盛り込むよう規定されております。本日は、まず最初に、先ほども議論として出ました調達状況について調査した結果がありますので、それを御報告いたしまして、また各社から効率化計画の取組内容を御報告いただいておりますので、その不足事項の有無について御議論いただければと考えております。

３ページ目ですが、まず各社から提出された効率化計画におきましては、規制期間平均で2,812億円出ると、そういう効果があるという御説明を頂いているところであります。

６ページ目ですけれども、まず各事業者の調達状況につきまして、年度ごとの物品費、工事費のサライヤー調査を実施いたしました。

結果について、次ページ以降掲げております。見方ですけれども、例えば北海道電力におきますと、最初の年、2015年をトップからA、B、C。これは費目ごとに違いますが、A、B、Cという順位になっておりますけれども、これがどういうふうに変わっていくかということで、この一番上の架空送電工事ですと、2021年にはA、B、Eというものになりまして、Eという新しい事業者がこの年から出現したということになります。例えば一番下の架空送電線につきましては、A、B、CだったものがB、D、Cというふうに変わるというものであります。

続いて８ページですけれども、東北電力NWですが、ここも一番上の架空送電工事、2020年にEという会社が新たに出現と。

次の９ページですけれども、東京電力PG、これちょっとA、B、Cのつけ方がほかと違うんですが、2021年度がA、B、Cになってしまっていますけれども、こちらが一番上の架空送電工事で、21年にBという会社が初めて現れたということにはなっております。

次のページが中部電力PGですけれども、中部電力PGは、こちらも2021年度に架空送電線、新しい会社が出ている、微妙に変わってきているということでもあります。

次の北陸電力送配電につきましても、これはかなり順位が、特に一番下、物品費、電線などで変わってきています。

次の12ページの関西電力送配電ですけれども、こちらも顔ぶれが、最初A、B、CだったのがC、E、Bに変わるとか、そういうことが出てきております。

続いて、13ページの中国電力NWですが、これも数字のつけ方がやや独特ですけれども、こちらにも新しいものが出てきたりしております。

続いて14ページ、四国電力送配電ですけれども、こちらは物品費の鉄塔材で1社が独占に近い状況になっているという傾向が見られました。

続いて九州電力送配電ですけれども、こちらは全体的にややA、B、Cがずっと続いていたりする傾向もありますが、それでも一番下、架空送電線のところ、2020年度で新しいE社というものが出てきています。

続いて16ページ、沖縄電力ですが、こちらは同じ架空送電線工事だとか地中送電工事で1つの会社が受注しているというようなケースが見られます。ただ、それでも物品費の架空電線路などで顔ぶれが変わるなどの変化は見られております。

次のページ以降で検証結果ということでもありますけれども、各社から提出いただいた内容を表にまとめています。19ページですけれども、調達コストの管理方法ということですが、東北電力などで社長を議長とする効率化推進会議を設置しているとか、東京電力PGで広報改善、あるいは四半期ごとのモニタリングを実施しているという御報告がございます。

20ページですけれども、北海道電力NWなどで共同調達とか上流調達、競争発注等々をしていると。北陸電力送配電で複数調達先による工種・物品の入札等々、ちょっと小さい字で恐縮ですけれども、いろいろな取組をされております。

21ページ、モニタリングというところですが、東京電力については先ほども申し上げたとおり、四半期単位でモニタリングを行うというようなことをされております。

次のページを飛ばしまして、せっくなことですから、各社から効率化計画を提出いただいておりますので、かいつまんで御紹介させていただきます。

まず、26ページお願いいたします。北海道電力のケースですけれども、こちらは従来、事故復旧作業を2人でやっていたんだけれども、オリジナルの工具を作って1人の作業を実現しましたというものです。

29ページですけれども、こちらは調達方法を今までのものとちょっと変えて、据付け工事まで協力会社をお願いするようにしましたというものです。

続いて41ページですけれども、これは東北電力のケースでして、今までは外注していた修繕なんですけれども、自社で社員ができるようにしたというものであります。

続いて、45ページになります。これはちょっと技術的なことは分かりかねるところもあ

りますが、碍子の数をいろいろ計算して少なくしてみたというような取組です。

続いて、52ページです。これは東京電力P Gのケースでして、鉄塔の工事現場、私も一度見させていただきましたけれども、山の中にあたりして、基礎の部分を掘り進めていきます。手掘りでやっていたのを、自動掘削機を導入できないかと検討しているというものです。

続いて53ページですけれども、これは地上ケーブルを設置するときに、各職員が手作業でいろいろやっていたものを、治具を開発して、品質を向上させるとともに施工時間を短縮するという取組です。

59ページですけれども、中部電力のケースで、クレーンで持ち上げて機械を設置するところで、コンテナなどもそういうのがありますけど、下にガイドを付けてみたら、こうやってクレーン車で上げて、3つのものを1度にかちっと積み上げることができるようになりましたというようなものです。

72ページをお願いします。北陸電力送配電でして、私もこの間見させていただきましたが、カラスの巣を撤去するということで、北陸の場合ですと雪が解けてから春の2か月間、事業所の方が総出でやっているそうですけれども、既存のパトロールカーの上にパソコンとカメラとバッテリーを積んでこういうものを探すと。ということで効率化しますという取組で、まだまだ効率化の余地とか発展の余地はあるみたいですが、これでも十分効率化しているということでありました。

79ページをお願いします。79ページですが、これは中国電力からの御報告内容で、ほかの各社も取り組まれていると思いますが、2012年には競争発注比率が14%だったものが、直近で54%になっていて、更に拡大を図っていきますというようなものです。

最後、109ページに行ってくださいまして、沖縄電力のケースですけれども、沖縄の中での石油の精油会社が事業転換したのでと。ただ、離島の燃料は送らなければいけないのでということで、火力発電所の中で加温に熱を使ったり、あるいは自社から発送したりしてコストを下げる、こんなことを考えてやられたというようなことであります。

ということで、資料22ページへ戻っていただきまして、こうしたいろいろな効率化計画を出していただきまして、各社それぞれ競争発注の確保に向けて、また、新規取引先の拡大やいろいろな工夫をされているということは確認できたかと思います。また、特命発注の比率の検証を通じて、各社が競争発注比率の拡大に向けて継続的に取組を行っているということも確認できるのではないかと思います。

サプライヤーの調査結果におきましては、2015年度以降、多くの事業者でサプライヤーの順位やシェアの変動が生じているということが確認されましたけれども、一方で一部の事業者において、サプライヤーの固定化の傾向はなくはないのではないかと思います。ただ、これは当該事業者におけるサプライヤーとの共同でのコスト削減活動を行ったとか、あるいは事業者がそのエリアにいないといったことも影響している可能性はあると思います。

いずれにいたしましても、各社のコスト削減の取組につきましては、第1規制期間において継続的に注視していくべき事項と考えられますし、先ほど消費者委員会や消費者庁からは第三者委員会という話もありましたけれども、具体的な方策を検討していく必要があるのではないかと事務局としては考えるところでございます。

続いて、8-2も御説明してよろしいでしょうか。

○山内座長 はい。

○鍋島NW事業監視課長 8-2につきまして、これは先ほど消費者庁、消費者委員会からも御指摘ありましたので、一般送配電事業者において工事単価が上昇している要因についてということで各社から見解を伺ったと、資料を出していただいたものであります。

北海道電力からですけれども、鉄塔については、設置箇所や地盤状況などの違いで工事単価は変わりますということを言われまして、その次のページですけれども、一方で鋼材単価の上昇なども影響がございますということで、データを提示していただいております。

東北電力からは、労務単価、物品単価——主に労務単価、それから銅価格などが上昇というお話を頂いています。

東京電力からも、労務単価、資材価格の高騰ということの情報を頂いています。

中部電力からは、工事内容が異なるので一概に比較は困難という前置きの後で、後継者不足を挙げられています。労務単価が逡増していることが影響としては大きいというふう

に回答を頂いています。

北陸電力からは、労務費単価と資材単価が多いと。

次の関西電力からですけれども、労務単価と資材単価の影響が出ているということですが、こういうグラフも付けていただいております。毎月、勤労統計の上がり方に比べて公共工事の設計労務単価は大きく上がっているんですという説明がありました。

次の中国電力NW、こちら物品単価、労務単価というのがありまして、次の四国電力からは、工事費の契約に当たっては、基本的に公共工事設計労務費単価に査定単価を掛け

て算定しているという御説明があり、労務単価は大幅な上昇傾向にありますという御説明とともに、次のページで、関係省庁からもそのように依頼されておりますという説明がございました。

次に九州電力からですけれども、素材単価、労務単価が上がっていますと。

最後、沖縄電力からは、ケーブル工事が大きいんですけれどもと言いつつ、銅単価が上がっていますと、労務単価が上昇していますと。

各社、こういう御説明があったところです。

事務局からは、説明が長くなりましたが以上になります。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、議題5、6、7、これは積み残しで来たところもかなり多いんですけれども、これについて、皆さんから御質問、御意見伺いたいと思います。Teamsの挙手機能でお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

川合委員、どうぞ。

○川合委員      ありがとうございます。いろいろな説明ありがとうございました。資料の効率化計画のところでは、工事事業者のトップ3の変化がどうなっているかという表があったと思うんですけれども、A、B、Cで出しているところです。これについて、確認なのですが、最近いろいろな会社が合従連衡していて、会社名が変わったとか合併したとか、そうした再編で社名が変わったとか、そういうこともしばしばあろうかと思います。流石に、会社名が変わっただけで、符号を変えていることは無いと思いますが、合併とか売却とか、会社分割などで、他社と統合するなどして、その結果、AとBは実は同じだとか、AとBが統合して今はCだとか、そういうことによる変動ということはありますでしょうか。どういう単位でAとかBとか名前をつけているのか、この辺は確認されていますでしょうか。それが質問です。

○山内座長      いかがですか。

○鍋島NW事業監視課長      事務局からですけれども、各社から出していただいた段階でA、Bというふうになっていたので、ちょっと確認させていただく必要がございます。確認して、次回御報告いたします。

○山内座長      よろしいですか。

○川合委員      お手数をお掛けしますが、よろしくお願いします。

○山内座長      ありがとうございます。

村上委員、どうぞ。

○村上委員     ありがとうございます。私からは、資料7について発言いたします。前回の質問を受けて、追加の確認をどうもありがとうございました。

      コンサルタントに関しては電力会社との取引関係がないということ、大学教授に関しては研究費等の関係はないということで了解いたしました。

      ただ第2規制期間に向けて、第三者というのはどういう方なのかというのをより明確にさせていただいたほうがよいかなというふうに、今回の御確認でも感じました。例えばコンサル事業者さんは、電力会社との関係だけではなくて、工事や資材の納入事業者さんとの関係などもより重要ではないかなと感じましたし、大学教授については、寄附講座をもらっているとか、ほかの側面での関係もあるかなというふうに感じます。

      細かいことかもしれませんが、第三者の目を入れるという意味では、厳格なルールがあったほうが、より信頼感を増すのではないかなというふうに思いました。また、インナー会議では、他の委員から社外取締役はどうなんだろうねというようなコメントもありました。そこについては深くは議論されなかったんですけども、それも含めて、次回に向けて御検討を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長     ありがとうございます

      これは、そういう方向でよろしいですね。

○鍋島NW事業監視課長     はい。

○山内座長     ありがとうございます。

      それでは、平瀬委員どうぞ。

○平瀬委員     この第三者選定に関わる件ですが、電力専門性などを念頭に選定していただけるということですが、お願いですが、もう少し幅広く、電力といってもかなりの幅がありますので、特命発注にも関わってくることで、もう少し高電圧工学など機器の造りに詳しい電力専門性の方を委員に入れていただけたらどうかという意見を出させていただきます。

      以上です。

○山内座長     ありがとうございます。

      ほかにいらっしゃいますか。よろしいですかね。

      そうすると、議題5、6、7については、先ほど発注の件で事業者の名称の関係についてもう少し調べろという御意見と、それから第三者委員について高額案件発注の件、これ

について御意見出ましたので、その辺、事務局で御対応ということでお願いしたいと思いますが、基本的にはこの方向で皆様お認めいただいたというふうに解釈をいたします。どうもありがとうございました。

それでは、議題 8、9、10、11、12、これまとめてやりたいと思います。次世代投資、その他費用、CAPEXの検証 2 つ、レートベースですね。

それでは、まず議題 8、資料 9、この説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料 9 について御説明いたします。

3 ページですけれども、前回の御指摘事項ですが、サイバーセキュリティーに関しまして中部電力の投資額が問題になったんですけれども、先進的な取組ではないのかという御指摘を頂いたところです。この辺につきまして再検証を行いました。

6 ページですけれども、これが前回お示した図でして、論点になりましたのは①の防御・検知機能の33.7億円のところで、ネットワークの監視対象を広げるという点と、②の脆弱性把握の関係で、制御システムについて脆弱性管理製品を導入するという点につきまして論点になりました。②については17.6億円です。これを前回では、CAPEXに計上することが妥当ではないかとしていたところです。

これにつきまして 9 ページですけれども、ほかの会社にも確認をし、話も聞きいろいろ調べたところ、ほかの会社でもこういう取組はまだ行っていないということで、中部電力の取組が先進的なものだということが確認できたということでありまして、費用全額を次世代投資費用として認めて差し支えないのではないかと事務局としても考えます。本件につきましては、これに限らず、事務局としては膨大な案件数ヒアリングしておりまして、全体として、よく分からないところは認めるというのではなくて、よく分からなければ原則カットというようなこともあり得るというスタンスでやっております。今回、指摘を踏まえて丁寧にヒアリングをした結果、こういう状況であると確認できたので、事務局としては方針を変えたいというふうに思いまして御提案いたします。

それから13ページですけれども、前回の資料につきまして、提出したアセットマネジメントの機能の資料につきまして、四国電力から自社に係る記載が違うのではないのかという御指摘いただきましたので、修正させていただきます。

この資料については以上です。

続きまして、資料10について御説明いたします。

これは、その他費用の検証結果ということで、塗装費が積み残しになっていたものです。

3 ページ目ですが、塗装費につきましては前回会合でビデオまで見ていただいたんですけども、事務局の提案した査定方針に一致が見られなかったということで、更に検証いたしました。今回、こういう形で論点化もされてきましたので、私自身も複数社ヒアリングさせていただきました。聞き取ったところでは、現地の鉄塔の塗装の周期ですけれども、現地の塗装劣化診断を行った上で塗装周期を決めているということが一般的であるということだそうです。周期につきましては、鉄塔建設時のメッキの強度、鉄塔所在地の環境などで左右されると。塗装から再塗装までの周期については、塗装時の劣化度、ケレン、下地処理、塗料や塗り方などに大きな影響を受けるということでありまして。また、鉄塔の立地によっては塗装時に養生が必要となり、養生費用にも大きなコストが発生するということでございます。

こうした点を踏まえまして、次のページ以降で、ケレンと養生費用などの単価につきまして、塗装単価の補正を行ってみました。前々回でお示しした塗装単価からケレン、養生費の費用を控除いたしましたら、ここのオレンジに書いてあるようなものになりまして、これで横比較したところ、D 社が2,782円/㎡ということでありました。トップランナー的査定の考え方を踏まえて、D 社の単価を基準としつつ、塗装周期長期化の努力や各地域の実情を踏まえた補正を行うということとしてはどうかと考えております。

次のページですけれども、ケレンの種類、機械式あるいは手式といったものがありまして、それぞれ機械式のほうが高いというのが一般的だそうですけれども、これにつきまして各社の平均単価を採りまして、また採用比率も使用しまして、各社のケレン・養生作業に係る費用を単価に反映しました。これが黄色の数字であります。ただ、この黄色の数字の中には、長寿命化に向けた努力を反映するために、塗料費の高い塗料を使っている方、会社・C 社、それから気候の関係でエリア外の作業員の比率が高い会社、塗装膜を厚くしている会社、これは長寿命化のためのものだということですので、そういう会社の費用、それから塗装工の遠距離移動による増加ということは含めてあります。

F 社、J 社につきましては、長寿命、40年や45年というものを目指しているということでございますけれども、こちらについてはケレン作業において長寿命化を図っているということで、この数字の中に含めています。

この再塗装周期につきまして、前回お示しした資料が、数字がそろっていないところもございました。会社によっては、実際に今までの鉄塔は何年塗装が持ったのかということ報告していただいている会社もあるんですけども、一方で、今後これぐらい持たせた

いという予定というか将来のことを答えられている会社もあります。特に低い、20年だと  
か22年と答えられている会社は過去実績のケースもありますので、そういう会社に対しま  
しては、今後どれぐらい持たせることを考えているかということで、目標年数のようなも  
のを聞きまして括弧内に掲載しております。

というところが塗装費でございまして、9ページですけれども、そういうことで修繕費  
につきまして、塗装費の内容が今回同意いただけましたら、了解が取れましたら、こうい  
うふうにまとめたいと思っております。

他の修繕費については、主要設備の査定率の適用後に個別査定の検証結果を反映させる  
と。それから、主要な増加要因については既に検証を行っておりますので、それ以外の軽  
微な増加費用については増分を認めるということにしたいと思います。

これを踏まえた結果については、次のページのとおりです。こちらのよう数字になり  
ます。

資料10については以上となります。

○山内座長      ありがとうございます。

それでは資料11、CAPEXその他設備、お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      資料11について御説明いたします。また、全体として137ペ  
ージの大部の資料になっていまして恐縮です。手短に御説明させていただきます。

2ページ目ですけれども、その他設備について査定結果の報告を第21回の会合で行いま  
して、了承いただいておりますが、このうち検証結果を上回る投資額が発生する見込みで  
ある場合、事業者から個別説明を受け、合理的なものであれば認めるということにしてい  
るところです。

3ページですけれども、査定方針、下の赤いところにもただし書きで、検証結果を上回  
る費用が発生する見込みである場合には、事業者より別途、個別説明の機会を設けるとい  
うことにしております。

まず7ページで、次世代投資から振り替えたものがありますので、これについて少し数  
値を再計算したので御報告します。

8ページ以降ですけれども、こういう数値になりましたということで掲載しております。  
これはこれで御覧いただければと思います。

その上で、12ページ以降が各一般送配電事業者からの説明になります。

13ページが各一般送配電事業者からの説明の検証方法ということで、こういう方針で検

証を行っておりますという方針の御説明です。担当委員の先生方とも御相談の上でこういうふうな方針を立てております。単価については、まず見直さないと。量については、主要設備の増加量と比例して増加するものと、その他設備単独で増加するものに分けて、主要設備の増加量と比例して増加するものは原則認めると、単独で増加するものについては個別検証を行うと、こういうふうな方針で以降の作業を進めております。

14ページが図になりますが、もともと統計査定の査定率を掛けたものが青の部分だとすると、その後単価が上がりましたという報告があったものが赤の部分ですが、ここは認めないとなりました。ただし、量が増えますという申出があったものについては、理由を精査の上で認めていくということにして作業を行っております。

15ページ以降が、北海道電力NWなど各社の検証結果になります。

16ページですけれども、この北海道電力の場合ですと、配電のところは各社から提出された数値が査定後の中に、査定金額の中に収まっていますので、もう配電は検証しないと。送電と変電を検証するというようにしております。

17ページですけれども、こちらで言いますと、架空地線を鉄塔建替えに伴って張り替えるという話がありまして、これが査定の検証結果だと90.8kmですが、それを97.2kmにしたいと。こういうことでありますが、鉄塔の物量の増加と架空地線の増加が合っていますので、符合していますので、これはよいのではないかとということにしております。

18ページが、ちょっと細かいんですけれども、架空地線の中でも、老朽化したのでそれだけ張り替えるというものがあって、これは北海道電力NWの場合、別項目として出していると思いますが、ここについていろいろと議論しました。ただ、送電線と同調したものと比較して、30%ぐらいの増加であると。送電線もかなり長く替えられますけれども、全体としては妥当。それほど大きくないという相場感ではないかということで、これは妥当というふうに認めております。

続きまして、いろいろなところを飛ばさせていただきます。36ページを御覧いただければと思います。これは東京電力の物品で、個別説明を受けているものでございます。スパクラとか書いてありますけど、クラッドというのは開閉器ということで、大きな開閉器、小さな開閉器ということですから、こうしたものを取替えますということで、基数が増えるとかそれぞれ話を聞いて、妥当なものは妥当としております。

37ページですけれども、変電所の水害対策というものがあつたんですけれども、こちらも非常に細かくいろいろ字を書いています。とても重要な対策だとは考えますが、2012年

以降に対策を始めて、ただ本来ならばもっと早くから計画的に進めておくべきものが、やや規制期間中に集中的に行うというような計画になっていましたので、ここについては箇所数を調整させていただいております。

かなり飛ばさせていただいて96ページですけれども、四国電力のケースですが、四国電力のほうからは、変電に関しまして変圧器などは、電線・ケーブル類、基礎などというふうにわっとまとめて言われております。数量に分解できてないんですけれども、変圧器が6%減るのであれば、変圧器の6%減るというものに合わせてほしいとか、遮断器が4.8%増えるというんだったら、それに合わせてほしいということで査定を行っております。

98ページですけれども、こちらは配電塔につきまして、配電塔4か所更新するということなんですけれども、109ページを見ていただきますと、いろいろあるんですが、興居島の配電塔はまだ新しいということで議論して、これは認めないということにしております。

というようにいろいろなヒアリングなどを踏まえた上で、136ページですけれども、検証結果といたしましては、査定率の適用からある種是々非々で変えていきまして、最終的な結果としましては、提出値から548億円のカットというのが送電分野でして、次の137ページで、変電につきましては45億9,000万円のカットというのが最終結果となりましたが、こういうことでよろしいか確認いただければ幸いです。

説明が続きますが、資料12もまとめて説明させていただきます。こちら130ページの大部の資料になります。こちら、やや丁寧に説明させていただきます。CAPEXの検証結果のうちのその他投資についてです。

2ページ目ですけれども、こちらはその他投資ということで、鉄塔だとかそういうものじゃないいろいろなもの、かつ投資案件について見ております。システムだとか通信工事だとかそういうものの投資案件なんですけれども、基本的には、この費目につきましては見積り費用と参照期間の実績との違いを見て、それで査定をするということにしております。

3ページ目ですけれども、審査要領にも、真ん中ぐらいにそのように書いております。差異要因を踏まえて査定を行うとしております。

5ページですが、差異を見てみますと、過去実績に比べて大きくなっているところが赤、小さくなっているところが青ですけれども、御覧のようなところで額が増えているところ です。

7ページに行って、ここからそれぞれの投資のカテゴリーごとに検証しております。通信工事です。通信工事につきまして、御覧のように東京電力P Gなど増えているところがあります。これにつきましては工事を拡充工事と更新工事に区分しまして、それぞれ目的など、あるいは過去実績との関係なども検証しております。

8ページですけれども、北海道電力NWですけれども、20億円増加しているということですが、未確定案件工事があったということで7億円減額を求めました。

10ページですけれども東北電力NW、これは6億円増加ですが、ヒアリングの結果、これは妥当というふうに事務局も判断しました。

12ページですけれども、東京電力P Gは131億円通信工事が増えるということなんですけれども、規制期間中に集中的にやりたいということで、今までのやり方と違って、もう少し急いで替えたいとか、あるいは7年間で何台替えたいというふうにしていたんですけれども、それをそういうのはちゃんと毎年同じような数だけ替えてくださいとか、そういう投資計画の平準化等々をお願いして、28億円の減額を求めるということにしております。

15ページですけれども中部電力P G、これは22億円増加ですが、もっと効率化できるんじゃないかと議論しまして、15億円の減額を求めることにしました。

17ページですが、北陸電力送配電につきまして34億円増加ですが、これは内容妥当と事務局として判断いたしました。

19ページ、中国電力NWですが、56億円の増加に対しまして、急に増えているようなところについては見直していただくと、あるいは価格逡減効果なども織り込んでいただくということで、26億円の減額を求めることにしています。

21ページ、四国電力送配電ですが、53億円増加ということなんです、ほとんどが更新工事。グラフで見ても更新工事がほとんどになっていますが、更新工事が急に増えるのもちょっとおかしいのではないかとということで、44億円の減額をお願いするということにしております。

24ページですけれども、九州電力送配電ですけれども、34億円の増加に対しまして、拡充工事若干ありますが、こちら余り具体化していないところもあるということで、17億円の減額という査定にしております。

26ページ、沖縄電力ですが、4億円の増加ということで、沖縄電力は、単価が最近増えているんでということではあるんですが、議論して単価据置きということにさせていただいて、3億円の減額としております。

続きまして、28ページ以降がシステム開発の関係で、29ページを見ていただきますと、システム開発で幾つかの会社が大変規制期間中に投資額を増やそうと計画されております。

30ページですけれども、北海道電力NWについては、これは説明に合理性があるというふうに判断いたしました。

32ページ、東京電力P G、1,143億円増加ということですが、細かいものは次ページ以下に付けていますが、詳細がまだ検討されていない計画も費用が計上されていた、あるいは前回原価でカバーされていると考えられるものも含まれているということで、864億円の減額を求めることにしております。

36ページですけれども、中部電力P Gですが、こちらは490億円増加ですけれども、費用の増加の要因の説明が曖昧であるというようなこともあったり、類似な案件を既にほかのところで計上しているというような話もありまして、440億円の減額としております。

39ページ、北陸電力送配電ですけれども、カスタマーセンターの関係の投資で、これは便益が不確実という判断をして、1億円だけ減額をお願いしております。

41ページで関西電力送配電ですけれども、133億円の増加に対しまして135億円の減額と。開発スケジュールの見直しなどで第2規制期間に移すことが妥当と判断したものがありまして、減額を求めています。

44ページですけれども、中国電力NW、187億円増加に対しまして、運開スケジュールを確認すると第2規制期間に入れるのが相当というものが出てきましたので、108億円の減額を求めています。

53ページ、四国電力送配電ですけれども、111億円の増加に関して効率化可能と判断されたものがあったということで、75億円の減額を求めています。

55ページ、九州電力送配電ですが、227億円の増加ですけれども、一部平準化を求めるということで、39億円減額にしています。

続きまして、58ページで建物関連工事です。こちらの一部の会社で大きく費用が増加しております。改修工事と建替え工事に分けて説明を求めました。

59ページ、北海道電力NWですが、発電所の関係の工事でまだ発電所の扱いが決まっていないということで、その辺について未確定だということで減額を求める案件があります。

62ページ、東北電力NWですけれども、費用の増加に対していろいろ議論しますと、改修工事を優先するというので21億円カットにしています。

64ページですけれども、東京電力P Gにつきまして188億円の増加ですが、まだ決まっ

ていない未確定案件の工事があるということでしたので、これについて除外などしていただいて減額を求めています。

67ページ、中部電力P G、こちらは215億円の増加ということですが、新築工事で一部は認めましたが、一部はちょっと繰り延べていただくということにしております。改修は従来どおりやってくださいということで、額を据え置いていただいた141億円のカットとなりました。

70ページですけれども、関西電力送配電につきましては、理由をいろいろ詰めていって、投資計画を見直していただいて減額をお願いしています。

72ページ、中国電力NW、110億円ですけれども、こちらでも改修については従来どおりのペースでやっていただきたいということで減額を求めています。

76ページ、四国電力送配電ですが、これも13億円増加ですが、改修のペースについては従来どおりでお願いしますとしております。

78ページですけれども、九州電力送配電については、新築工事など水害対策で配電所、事業所の移転などは認めますが、それ以外では改修などは見直してくださいとお願いしました。

80ページ以降は系統・給電設備工事ですが、81ページ、こういうふうな図になっていて、大きく増えたところだけ説明させていただきます。

まず最初に東北電力ですけれども、系統・給電工事が増えているということですが、これは53億円の増加も系統安定化のために妥当ということにしています。

一方で、86ページ中部電力ですが、162億円の増加に関しまして、拡充部分はちょっと後ろに繰り延べていただくといったことをお願いしています。

90ページですけれども、四国電力送配電につきまして、こちらでも比較的新しいものは更新しないでいただくということにしております。

次、94ページ以降、備品取得ですけれども、こちらでもまとめて御説明しますと、中国、四国、九州の関係で発電機関係の更新計画を見直していただきまして、減額をしました。

103ページですけれども、リース資産取得ですが、中部、関西関係で特殊車両のリースの案件が出てきましたけれども、これも見直しをお願いしました。

111ページ、用地権利取得ですけれども、これは増えている会社さんもありますが、説明は妥当と判断いたしました。

119ページですが、こちらについてはその他の案件ですが、東北電力の訓練センターに

ついて見直しをお願いしました。

ということで、いろいろな案件がありましたけれども、128ページですが、個別にいろいろなヒアリングをずっとやっていきまして、出てきた結果といたしましては、1.2兆円ほどの投資計画がありましたが、2,384億円のカットとしております。個別に議論をさせていただいて、それで各社も同意されているというか、それで安定供給がきちんと確保されるという前提で同意されているということでありますので、こういう方針でよろしいか御確認いただければと思います。

説明長くなって大変恐縮ですが、最後の資料を御説明させてください。資料13ですが、レートベースの検証結果につきまして、次の2ページですが、事業報酬率は議論いただきましたが、それに掛け合わせるところのレートベースについて御確認いただければと思います。

ページ数としては10ページですけれども、特定固定資産、電力の普通の資産ですけれども、基本的には妥当と考えておりますが、数字は投資が増えるごとに特定固定資産も増えていきます。

基本的に妥当なんですけど、11ページ、確認しますと一部預入金などが含まれていて、これはレートベースから除外するように求めたいと考えています。

12ページ、建設中の資産ということで、こちらはグラフで言うと赤い線の東北電力の数字が大幅に増加していますが、これは東北東京間連系線工事の関係ですので、問題はないと確認しました。

一方で、13ページですが、工事費負担金相当金で中部電力、北陸電力送配電についてレートベースから除外するように求めています。

14ページですが、特定投資ですけれども、これは全体的に下がっているんですが、金額は基本的によいと考えておりますけれども、北海道電力NW、四国電力送配電、九州電力送配電から、当初の提出値に誤りがあったというような申出がありましたので、それは受け入れております。

15ページで営業資本の関係ですが、営業資本については算定方法を確認して、問題ないと考えております。

16ページ、貯蔵品ですが、こちらは紫の沖縄電力が大きく2027年に下がっていますが、これは宮古島の関係のことだということで、問題ないということです。

17ページ、繰延償却資産は各社とも計上ありませんでした。

18ページ、最後のページですが、追加事業報酬額は基本的に問題ないと。東北電力、中部電力の増加も、連系線工事等の関係なので問題はないと。北海道電力NW、四国電力送配電、九州電力送配電から算入額に誤りがあったとの話があったので、追加算入を認めています。

説明が大変長くなりましたが、以上になります。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、議題の後半部分についてですが、特にCAPEXの設備、投資のところは、かなり詳細な修正をしていただき、ありがとうございました。御担当された先生方も大変だったと思います。ありがとうございました。

それでは、これについて全体、何か御議論があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。最初の9と10は積み残しだったですけど、エネットの池田オブザーバーですが、ほかに委員がなければまず最初に御発言願いますが、平瀬委員が御発言御希望ですね、平瀬委員どうぞ。

○平瀬委員      サイバーセキュリティのことなんですけれども、中部電力さんと事務局さんのほうがいいのかもしいんですが、質問させていただきたいんですが、資料9の5ページの便益のところの数字なんですけれども、116億円と出ているんですが、これはどういう試算か詳細な説明を簡単に聞かせていただけたらなと。詳細な説明を簡単にというのもあるんですけど、説明いただけたらと思うんですが。

なぜここが気になったかと言いますと、ほかの他社さんと比べて4桁くらい違うんですけども、何をもって116というこの大きい数字が出るのか、ちょっと不思議に思いました。というのは、このサイバーセキュリティというのは、一元管理するというのが他社さんと大きく異なるところと見ているんですけども、もともとは手動でされていたという資料が出ているんですが、手作業であってもこれまでサイバー対策はされていたと思うんです。何か有事が起きたときに手作業でやるのと、今度投資する一元管理の手法とで比較して、この110何億円という数字が便益として上がってくるのでしょうか、ちょっとその辺聞かせていただけたらと思います。

以上です。

○山内座長      これは事務局、あるいは中部電力さん。

○鍋島NW事業監視課長      パワーグリッドにお願いできれば。

○山内座長      そうですね、中部電力PGからお答えいただけますか。

○山本オブザーバー 中部電力P Gの山本と申します。御質問ありがとうございます。

私どもの便益としては、攻撃を受けた場合、例えばそのリカバーするための費用というのを積み上げています。情報漏えいしたことに対するお客様への対応とか、内部の業務の復旧に関する費用みたいなものを計上しております。

以上でございます。

○平瀬委員 一元管理されると、復旧までの期間が短縮できるとか効率化できるというところがベネフィットとして出てくると思うんですけども、もともと手動でされていたときにも何らかの費用は発生すると思うんですが、その差分ではなくてということでしょうか。

○山本オブザーバー ありがとうございます。そこまで厳密には出せてないんですけども、攻撃を受けたときに防御できる可能性が上がるものですから、攻撃があった場合となかった場合ということで比較をしております。

○平瀬委員 攻撃の有無というよりは、今回、この投資をするということに関する費用の検証になりますので、従来手法と比較してどれぐらいのコストをかけてどれぐらいの便益が出るかというのを、中部電力さんだけではなくて各社さんも共通で、この列、右側から2列目を表示していただけたらよかったかなと思います。ありがとうございました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

費用便益法で代替法というのがありますけれども、要するに、何か被害を受けてそれに対してリカバーするという、今の御説明ございました、その費用を便益に直すのを代替法と言いますが、基本的にはそういう考え方らしいですね、今のお話だと。だから、ほかの事業者さんの考え方について統一するというか、それは必要があるかもしれないですね。そういうことで、これから御検討いただければと思います。

ほかにいらっしゃいますか。

よろしければ、池田オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○池田オブザーバー 御説明ありがとうございました。本当に分かりやすく、ありがとうございます。今回、資料12についてですけども、システム投資の話がございました。査定という意味では費用対効果が重要ということで、今回もそのように査定されていると思うんですけど、効果という意味において1点だけコメントさせていただきます。

効果という意味で、我々小売事業者、例えばですけども一般送配電事業者様と日々の

託送料金やインバランス料金の清算を実施していますが、複数のエリアで小売を実施している場合においては、各社ごとに帳票や請求のタイミングが異なるなど、実務面でコスト及び苦勞をしているといった実情がございます。例えばこれを全社で統一化することができれば、小売事業者のみではなく一般送配電事業者様にも実務面で大きな効果があるかと思ひます。

これは一例となりますが、査定におきましてこのような点を考慮いただくとともに、また今後の第2規制期間に向けては、各社で運用している個別のシステムの投資だけではなくて、全国大での統一的な共通基盤を整備する目線でのシステム構築など、一般送配電事業者、小売事業者の双方の効率化に資する投資に対する評価もぜひお願いしたいと。今回も入っているかもしれませんが、そういったことをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。御意見として承りたいと思ひます。

ほかにいかがでしょう。ほかによろしいですか。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員      今回、追加調査ありがとうございました。塗装費の件についてより詳細に内容別にコストを整理し、各事業者納得のできる結果になったと思ひます。なお、こういった共通の工事は他にもいろいろあると思ひます。今回の塗装費に関しての分析は事務局主導でしたが、今後は同様な分析ができる費目などがあれば、事業者間でブレイクダウンして共通化の業務を進めていただきたいと思ひます。

また次世代投資について、今回の調査でこれが次世代に資するということが検証されたので認められるということですが、改めて今お話ありました効果の観点を含めて、次世代に資するものは何かという定義を決めていく必要があると思ひます。御検討をお願いいたします。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。これも御意見ということでよろしいですかね。

どうぞ。

○鍋島NW事業監視課長      北本委員、確認ですが、それは第2規制期間に向けて検討ということでよろしいですか。

○北本委員      そうですね、お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      承知いたしました。

○山内座長      ありがとうございます。

そのほか、いらっしゃいますか。

中部電力P Gからの手が挙がっている。どうぞ御発言ください。

○山本オブザーバー      ありがとうございます。中部電力P Gでございます。1点だけ、コメントだけさせていただきたいのですが、資料12のその他投資についてです。

当社の場合は、参照期間における実績と比較したときに、ほとんどの区分で増加しています。これはシステム投資でいえば大規模なシステムの刷新、建物でいえばB C P対策、あとは劣化の改修、それから系統給電設備投資では給電制御所のリブレースというのが大きな要因になっていまして、これらは20年以上の周期で発生する大規模なものでございます。これらの投資が第1規制期間に重なってしまった結果としてこういうことになっているということですけれども、当然平準化や優先順位付けの観点も踏まえて計画は策定しておりますが、デジタル技術なども取り入れながら早急に業務を高度化・効率化、レジリエンス強化すべきという点も考えて計画したものであるということは御理解いただきたいと思います。

査定の結果、これ以上は認められないということであれば、効率化を進めつつ投資をやりきりたいというふうには思っておりますが、それでも足りない部分は諦めざるを得ないような状況になる厳しい査定結果だというふうに受け止めております。

いずれにいたしましても、引き続き最大限、皆さんの御期待に応えられるように努力していきたいと思いますが、査定の受け止めとしては、ちょっと厳しい結果だったということでコメントだけさせていただきました。

○山内座長      ありがとうございます。

そういった意見を受けて、何か委員の方、御意見ありますか。

分かりました。そういうような受け止めということでこちらも受け止めさせていただきたいというふうに思います。

ほかによろしいですか。

関西電力・寺町理事、どうぞ御発言ください。

○寺町オブザーバー      関西送配電の寺町でございます。資料10その他費用の「修繕費」に関する点について御発言させていただきたいと思います。

今回の弊社修繕費の検証結果では、検証結果後の金額は弊社が御提出させていただいた見積り値を上回る金額となっておりますが、提出した見積り値が上限値となる整理となっ

ており、増査定が認められないものと理解してございます。ただ、レベニューキャップ制度の趣旨を踏まえますと、査定額を下回ることにより得た原資を、将来の効率化のための投資などに充当し、会社全体で更なる効率化に取り組んでいくことが認められることも重要ではないかと考えております。

したがいまして、第2規制期間に向けましては、このような増査定が事業者の効率化インセンティブとなるような視点で整理を検討していただければと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。

事務局ありますか。

○鍋島NW事業監視課長      御指摘を踏まえて検討いたします。

○山内座長      もともとレベニューキャップはインセンティブ規制ですので、おっしゃるようなインセンティブの構図をどうするかというところがすごく大事なのだというふうには思っております。ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

よろしければ、特に後半の議題については大きな異論はなかったというふうに思いますが、コメントいただきましたので、事務局はそれに対応していただくということで、基本的には御提示いただいた方針で対応を進めていただければというふうに思います。ありがとうございました。

議事は以上で終わりですけれども、最初にガスの事後評価を行いまして、これは法定の事後評価ということになります。基本的に事務局の御提案が認められたということでございまして、これは監視等委員会、本省の委員会ですかね、電力・ガス取引監視等委員会に御報告をするということになりますので、その点を確認させていただきます。よろしゅうございますかね。——ありがとうございました。

それでは、議事は全て終了ということになります。この先の進行は事務局でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      本日も長時間、大変ありがとうございました。

議論が深まってまいりましたので、次回以降、総括的な議論もしていただきたいと思います。お待ちしておりますし、事務局も準備を進めてまいります。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほ

どよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第25回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——